

『各務原市スポーツ少年団における活動再開方針』

各務原市スポーツ少年団
本部長 三村 武俊

1 趣旨

本書は、各務原市スポーツ少年団としての活動を再開するにあたって、新型コロナウイルス感染防止の継続・徹底のため、「人との距離確保」、「マスクの着用・手洗」、「三つの密の回避」の観点から、再開に向けた活動の在り方及び活動時における注意事項についての方針を示すものである。

2 活動再開について

市内小・中・特別支援学校において、6月1日（月）から6月12日（金）までは分散登校期間中である。

また、市内小・中・特別支援学校のグラウンド・体育館・格技場などの学校開放体育施設については、6月30日（火）まで休館期間を延長しており、当面の間、練習場所としての利用が困難である。

上記の点を踏まえ、6月13日（土）から6月30日（火）については、「特別準備運動期間」とし、期間中においては一時的に部会単位でスポーツ少年団活動を行うこととする。

各単位団における活動再開は7月1日（水）以降を予定しているが、新型コロナウイルス感染症の社会的状況および学校開放施設の状況を考慮し、改めて判断する。

○特別準備運動期間

- ・各単位団における活動の再開に向けて、簡易的な運動や体力づくり、身体が暑さに慣れることなど、子どもたちの運動機会の確保を目的とする。
- ・期間中の活動については、各務原市総合運動公園を使用する。
- ・会場はスポーツ少年団本部にて一括して手配する（陸上競技場、ソフトボール場、一般/少年野球場、一般/少年サッカー場、芝生広場）。
- ・活動場所の割り振り、1日のタイムスケジュール、練習内容については各部会にて調整する（1団あたりの練習時間は2～3時間程度とすること）。
- ・特別準備運動期間中における活動はスポーツ少年団本部事業として実施するものとし、各単位団による個別活動（練習）は自粛する。

3 感染防止対策

スポーツ少年団活動の再開において、以下の点に留意するとともに、団員の健康・安全の確保のため、指導者・役員・スタッフが一丸となって感染防止対策を励行すること。また、市内スポーツ施設の利用にあたっては、各務原市及び施設管理者が実施する感染防止対策の指示・取組に従うこと。

(1) 活動内容における注意事項

- ア 活動への参加については、保護者（育成母集団）の理解を得たうえ、団員に参加を強制しないよう配慮すること。
- イ 参加者のマスク着用を徹底すること（競技中の競技者は強制しない）。
- ウ 活動前後や休憩時の手洗いを徹底すること。
- エ 団員同士及び指導者と団員が、至近距離での会話や不要な接触、必要以上に大きな声を出すことを避けること（掛け声、円陣、ミーティングなど）。
- オ 参加者同士の間隔を確保すること（できるだけ2 m。最低1 m）。
- カ 相手と近距離で対面するような練習やミニゲームなどを避けること。
- キ 用具の貸し借りや回し飲みなどは、行わないこと。多数の者が触れる用具を使用する場合は、手で目・鼻・口を触らないようにすること。
- ク 活動内における共用物（ボールなど多数の者が触れる物）については、原則として1日1回消毒作業を行うこと。
- ケ 活動終了後は、速やかに帰宅させること。
- コ 万が一、活動中に、咳・くしゃみの頻発その他、感染が疑われる者を確認した場合、速やかに情報を共有し施設管理者の指示に従うこと。

(2) スポーツ施設の利用における注意事項

- ア 活動に参加する前に必ず自宅で検温を行い、体調に問題のないことを確認後、施設内へ入場すること。
- イ 感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」を選任すること。
- ウ 対策実施責任者は、活動開始前に施設利用チェックシート、利用者名簿（体調確認項目含む）を施設管理者へ提出すること。
- エ 各スポーツ施設における利用人数制限を遵守すること。
- オ 観覧席、更衣室、シャワー室等を利用しないこと。
- カ ゴミは必ず利用者にて持ち帰ること。
- キ 施設内において、おやつや軽食の摂取を含む食事を行わないこと（水分補給は除く）。

以上